

# 【参考】川西市障がい者プラン 2029（案）の概要

## 基本理念

自分らしく輝き、ともに暮らし続けられる共生社会の実現

障害者基本法では、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ

計画的に推進することを目的としています。また、第6次川西市総合計画に掲げる、市がめ

ざす都市像「心地よさ 息づくまち 川西～ジブンイロ 叶う未来へ～」を踏まえ、障がい

の有無にかかわらず、すべての人が個性を尊重され、誰もが自己の決定に基づき社会のあ

らゆる活動に参加し、自分らしく輝き、地域のすべての人と支え合い、つながり合いなが

ら、ともに幸せに暮らし続けられる共生社会の実現をめざし、「自分らしく輝き、ともに暮

らし続けられる共生社会の実現」を基本理念として定めます。

## 重点施策

地域のネットワークづくりの推進

地域における障がい者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を担う「市障がい者

自立支援協議会」を課題の共有と解決の場として機能強化させ、当事者や障がい福祉

関係者等と行政が連携しながら対応等を図ります。

障がい者の雇用・就労支援拠点の創設

障がい者等の一般雇用及び福祉的就労に関する支援を総合的に取り組む拠点を創設し

ます。

おや あと みなで ささ える「オーダーメイド支援プラン制度」の推進

おや あと しょう しゃ こうれい しょうらい みす えた「オーダーメイド支援プ

ラン」の作成を推進します。

そうだん まどぐち こうちく  
相談しやすい窓口の構築

しょう しゃ せいかつ よ そ い し けつてい しえん ちいきせいかつ ふあん かいしょう せいど  
障がい者の生活に寄り添い、意思決定を支援し、地域生活における不安の解消や、制度

や支援サービスの適切な利用につなげるための相談支援の充実を図ります。

しょう じ そうだん しえん たいせい じゅうじつ  
障がい児にかかる相談支援体制の充実

しょう たいど いりょうてき うむ ひつよう しえん すみ う  
障がいの程度や医療的ケアの有無にかかわらず、必要な支援が速やかに受けられるよう、

しょうがいじ そうだん しえん じぎょうしょ かくじゅう すず じどうはつたつしえん そうだんきのう きょうか  
障害児相談支援事業所の拡充を進めます。また、児童発達支援センターの相談機能の強化

はか すみ てきせつ りょういく う そうだん しえん たいせい じゅうじつ はか  
を図るとともに、速やかに適切な療育を受けることができるよう相談支援体制の充実を図  
ります。

きほんもくひょう  
基本目標

きほんもくひょう1 ともに学び、活動し、ともに支え合う共生社会の推進

きょうせいしゃかい すいしん  
共生社会の推進（75 ページ）

けいはつかつどう すいしん ちいき しょう しゃ じゅうみん こうりゅうそくしん にな て いくせい  
啓発活動の推進、地域における障がい者と住民との交流促進、担い手の育成とネット

ワークづくりの推進

そうごりかい すいしん  
相互理解の推進（77 ページ）

ふくしきょういくおよ すいしん  
福祉教育及びダイバーシティの推進

暮らしやすい生活環境の整備 (79 ページ)

福祉のまちづくり、移動・交通対策および防災・防犯等の推進

基本目標2 自分らしく輝き、多様な社会参加と自立に向けた支援の充実

雇用・就労支援体制の充実 (85 ページ)

一般就労 (障がい者雇用) の促進、福祉的就労の充実

社会参加の促進 (88 ページ)

情報アクセシビリティの向上及びコミュニケーションの支援、社会貢献活動や各種

交流活動への参加促進、スポーツ・文化芸術活動の促進、選挙権の行使に係る配慮

権利擁護の推進と虐待の防止 (92 ページ)

権利擁護支援の充実

基本目標3 一人ひとりに寄り添った幸せな暮らしの実現

相談しやすい体制づくりと情報提供の充実 (97 ページ)

相談・情報提供の拠点の充実、身近な地域での相談と情報提供体制の充実

生活支援施策の充実 (99 ページ)

障害福祉サービス等の充実、福祉用具の普及促進、経済的支援策の推進、居宅生活の

支援、福祉人材の確保・育成

## 保健・医療サービスの充実（105 ページ）

傷病の予防と早期発見及び機能訓練体制の充実、障がい者医療の充実、精神保健対策

### の推進

基本目標4 障がいのある子どもたちの健やかな育成と豊かな未来の実現

## 教育・療育環境の整備と交流教育の推進（111 ページ）

療育体制等の充実、多様な教育機会の提供と交流教育の充実、教職員の資質向上

### と教育内容の充実

## 第7期障がい福祉計画（116～159 ページ） 成果指標と目標値

### 施設入所者の地域生活への移行

- 施設入所者の地域生活移行者数 7人
- 施設入所者数の削減数 6人

### 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 年4回
- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 12人

### 地域生活支援の充実

- 地域生活支援拠点の運用状況の検証、検討回数 年1回
- 強度行動障がいを有する方に関する支援体制の整備のための検討回数 年3回

福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行者数 50人
- 就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数 41人
- 就労継続支援A型を利用した一般就労への移行者数 5人
- 就労継続支援B型を利用した一般就労への移行者数 5人
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 50.00%

- 就労定着支援事業の利用者数 39人
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所の割合25.00%

相談支援体制の充実・強化等

- 主任相談専門員の配置人数 4人
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数 75件
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 100件
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 100回
- 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数 3回

## しょうがいふくし どう しつ こうじょう 障害福祉サービス等の質の向上

- ししょくいん しょうがいふくし どう かか かくしゅけんしゅう さんかんにんずう にん  
市職員が障害福祉サービス等に係る各種研修への参加人数 4人
- しょうがいしゃじりつしえんしんさしはらいとう しんさけつか きょうゆう ねん かい  
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 年2回
- しどう かんさけつか かんけいしちょうそん きょうゆう ずいじ  
指導監査結果の関係市町村との共有 随時

## だい 3しきしょう じ ふくしけいかく (160~169 ページ) せい かしひょう もくひょうち 第3期障がい児福祉計画 (160~169 ページ) 成果指標と目標値

### しょう じ たい じゅうそつてき ちいきしえんたいせい こうちく 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

- じどうはったつしえん せつちかしよすう かしよ  
児童発達支援センターの設置個所数 1カ所
- ほいくしょうとうほうもんしえんじぎょう じっし つき にん  
保育所等訪問支援事業の実施 月15人

### とくべつ しえん ひつよう しょう じ たい しえんたいせい せいび 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

- おも じゅうしょうしんしんしょうがいじ しえん じどうはったつしえんじぎょうしよ ほうか ごとう じぎょうしよ  
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所  
の数 各2カ所
- いりょうてき じどう はいちにんずう にん  
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数 3人
- しょうがいじつうしよしえんじぎょうしよとう しつ こうじょう とりくみ  
障害児通所支援事業所等のサービスの質を向上させる取組
- しょうがいじつうしよしえんじぎょうしよ たい けんしゅうかいすう ねん かい  
障害児通所支援事業所に対する研修回数 年3回

### はったつしょう じらおよ かぞくら しえんたいせい かくほ 発達障がい児等及び家族等への支援体制の確保

ペアレント・トレーニングの参加人数 さんかんにんずう ねん にん  
年20人